

秋田市告示第157号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づく、秋田県知事の令和7年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和7年5月12日

秋田市長 沼谷 純

1 国土調査として事業計画が決定された年月日

令和7年4月25日

2 調査を実施する者の名称

秋田市

3 調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市雄和平尾鳥字広面の一部

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部

4 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで